

「港南台9条の会」は毎月第四土曜日の午前10時から、地区センターで例会を持っている。例会では「平和の語り部」として、発題者に自分の人生から平和への関りを持つようになった経緯から、平和への思いを自由に語っていただいている。

1月の例会は新年なので、発題者なしのフリートークで、自分に関心のあることを語り合う会にした。十数名の参加者であったが、皆さん、資料を用意し思い思いの話をされた。当然、ウクライナ問題が語られた。そして、俳句で平和を求める句の紹介、日本が戦争にのめり込んでいった歴史的経緯の解説、「平和学校」のこと、戦争や平和、そして憲法問題についての意義深いラジオ放送があるなどが語られた。私は、杉村肇氏の「ポツダム宣言と憲法…『憲法』小話」に深い興味を覚えた。

ポツダム宣言は、1945年7月26日に英国、米国、中華民国の政府首脳の連盟において、日本に降伏を要求する宣言であることは知っていた。後からソビエト連邦が加わり追認した。しかし、私は恥ずかしながら全文を読んだことはなかった。英語に堪能な杉村氏は簡略化して内容を捉え、ご自分の「意識」にして、憲法との関りを「憲法小話」として語られた。13条からなるポツダム宣言は、第1条「我々アメリカ大統領と英国首相、及び中華民国総統は、数億の連合国民を代表し、日本に対して下記条件を通告し、戦争終結の機会を与えるものである」から始まる。杉村氏は初めに、第13条には「瞬時にして完全な破滅」という文言があり、これは「広島・長崎の原爆」を意味していると取れ、「連合軍は更なる原爆の使用も辞さず、だったのか」と戦慄が走ったと話し始めた。そして、日本国憲法は国民主権、基本的人権の尊重、戦争放棄・平和主義を基本としているが、ポツダム宣言に、その憲法3原則が明示されていると続けられた。

①国民主権に関して。ポツダム宣言の12条は「連合国占領軍は、日本国民がその自由意思によって自らの平和主義に基づく政府を樹立し、その占領目的が達成されたと確認された暁には、速やかに撤退するものとする」である。憲法の前文で「ここに主権が国民に存することを宣言し」と、自由意思に基づく国民主権を力説している。②基本的人権の尊重に関して。ポツダム宣言10条は「連合軍は、日本民族を奴隷にする意図はなく、絶滅する意図もない。然し、連合軍の捕虜を虐待した者、戦争を引き起こした戦争犯罪人は厳しく処罰する。日本政府は、国内に民主主義を育て、復興の障害となるものを排除しなければならない。言論、信仰、思想の自由及び基本的人権の尊重はこれを確立しなければならない」である。言論、信仰、思想の自由と基本的人権の尊重は諸々の憲法条文に明記されている。③戦争放棄・平和主義について。ポツダム宣言第6条に「国民を欺き、世界制覇を企て、無謀な戦争を推し進める軍事権力は、未来永劫(all the time)排除されなければならない。かかる軍国主義が日本から根絶されない限り、日本には平和、安全、正義などはないものとする」と宣言されている。この宣言が非戦・平和の9条につながっている。

このポツダム宣言に対し、受諾する外務省と徹底交戦の軍部が対立したが、天皇のいわゆる「聖断」によって受諾が決まった。受諾に際し、日本は「国体護持(天皇制の継続)」を唯一の条件としたが、連合国側は答えず、「日本国民次第(subject to)」というものだったが、米国占領政策上有効として、象徴天皇制を残した。杉村氏は、GHQがポツダム宣言から、3原則を踏まえた日本国憲法を「押し付けた」と言われた。押し付けと受け取るから、自主憲法改定論が出て来るという反論が出た。押し付け的な要素は確かであろうが、平和条項の9条に関しては、日本側の働きかけが大きかったと歴史的に検証されている。要は、理想を条文化した日本国憲法は「世界の宝」であることに間違いはない。